

契 約 結 果 表

- 1 工事番号 令和5年度 泉建道災修 第2号
- 2 工事名 八八重～四方田線災害復旧修繕
- 3 工事場所 八代市泉町樅木
- 4 工 種 災害復旧修繕工事
- 5 工事概要
施工延長L=18.0m 幅員W=4.0m 大型土のう積工N=22袋 根継工
V=37.0m³ 土工一式
- 6 契約金額 ¥4,983,000
- 7 契約日 令和5年7月28日
- 8 工事期間 令和5年7月4日 ～ 令和5年10月31日
- 9 請負業者 住 所 八代市泉町下岳6289
商号又は名称 (有)森田組
代 表 者 代表取締役 森田清隆
- 10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものである。

本件は令和5年7月の梅雨前線豪雨で被災した市道八八重～四方田線において、道路陥没により民家が孤立状態にあり、早急に道路の復旧を行う必要がある。また、本業務は、八八重～四方田線災害復旧工事(R4災第476号)に引き続き施工されるもので、直接関連するものである。本工事本体は一般競争入札により契約しており、これと関連するものであることから、同一業者に行わせることにより、工期の短縮、経費の節減、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利な契約が見込まれる。この工事を他の業者に行わせる場合、資材その他の点で割高となり、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年12月7日

契 約 結 果 表

| | | |
|---|------|---|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 復災林 第1号 |
| 2 | 工事名 | 林道石丸線災害復旧工事(R2 7月災1号) |
| 3 | 工事場所 | 八代市坂本町田上 |
| 4 | 工 種 | 道路改良工事 |
| 5 | 工事概要 | 施工延長 L=50.2m、幅員 W=3.0m コンクリートブロック積工 A=47.8㎡、大型コンクリートブロック積工 A=185.3㎡、法面保護工 A=283.7㎡、舗装工A=162.8㎡ |
| 6 | 契約金額 | ¥37,460,500 |
| 7 | 契約日 | 令和5年9月16日 |
| 8 | 工事期間 | 令和5年9月19日 ～ 令和6年2月20日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 八代市東陽町南3553番地 商号又は名称 (有)氷川開発 代 表 者 代表取締役 上村金吾 |

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に基づいて選定したものを。

本件は、令和2年7月豪雨により被災した、林道石丸線の復旧工事を行うものである。

当該案件については、令和3年度から一般競争入札に付したものであるが、令和3年7月19日(1回目)、令和3年9月14日(2回目)と2度入札不調に至っている。さらに、近隣工事の進捗状況を鑑み、今年度(令和5年6月16日開札)再々入札を実施したが、同様に入札不調となったものである。

入札に付す際に、令和3年度から仕様(設計書・工期)について検討を行っているが、これ以上入札に付しても契約の見込みがないことから、地元建設業協会と協議した結果、A等級の技術力を有し、技術者の配置が可能である(有)氷川開発に対し、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年12月7日

契 約 結 果 表

| | | | |
|---|------|--|---------------|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 下建 第39号 | |
| 2 | 工事名 | 水処理センター電力ケーブル復旧工事 | |
| 3 | 工事場所 | 八代市新港町三丁目1番地 | |
| 4 | 工 種 | 水処理センター電力ケーブル更新工事 | |
| 5 | 工事概要 | 管理棟から水処理設備電気室間の電力ケーブル一式の取替、400V 発電機の仮設置一式 | |
| 6 | 契約金額 | ¥2,754,400 | |
| 7 | 契約日 | 令和5年9月5日 | |
| 8 | 工事期間 | 令和5年9月6日 | ～ 令和5年9月29日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 八代市大島町4865-32 |
| | | 商号又は名称 | (株)角栄電設工業 |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 角田哲也 |

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第5号に基づいて選定したものを。

水処理センターは八代市内一円の汚水を処理するための最終処理施設であり、継続的な稼働が求められる重要な施設である。

今回の地絡トラブルにより送電不能となった水処理設備電気室は、排水処理設備の安全安定運転のため停電が許されない重要な設備であり、一刻も早い復旧が必要なものである。

したがって、緊急の必要により、入札に付することができないことから地方公営企業法施行令第21条の14第1項第5号を適用し、随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日 令和5年12月7日

契 約 結 果 表

- 1 工事番号 令和5年度 下建 第35号
- 2 工事名 上日置町污水管築造工事(その37)
- 3 工事場所 八代市上日置町
- 4 工 種 下水道工事
- 5 工事概要
施工延長L=38.0m、開削工(φ200)L=38.0m、1号マンホール工 N=1箇所、小型マンホール工 N=1箇所、小型マンホール布設替工 N=1箇所、ます設置工 N=2箇所、表層工(As, t=5cm) A=158㎡
- 6 契約金額 ¥3,410,000
- 7 契約日 令和5年9月1日
- 8 工事期間 令和5年9月4日 ～ 令和5年10月31日
- 9 請負業者 住 所 八代市上片町1538
商号又は名称 (有)園田組
代 表 者 代表取締役 園田直樹

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したもの。

本件は、八代市公共下水道事業整備計画に基づき、私道地権者の申請に伴い施工する下水道工事である。

今回、下水道認可区域内において下水道管未整備路線沿いに新築住宅2軒が建築予定であり、下水道への接続を希望している。下水道工事中は新築工事車両等の通行が困難となることから、新築工事着手前に下水道管の築造を行う必要がある。

また、新築住宅の工事着手時期については、令和5年11月を予定していることから、10月末までに下水道工事を完了する必要があるため、入札に付するいとまがないものである。

以上のことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づき、随意契約を行いたい。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方を選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年12月7日

契 約 結 果 表

| | | | |
|---|------|--------------|---------------|
| 1 | 工事番号 | 令和5年度 土港 第4号 | |
| 2 | 工事名 | 鏡港浮棧橋撤去工事 | |
| 3 | 工事場所 | 八代市鏡町野崎 | |
| 4 | 工 種 | 構造物工事 | |
| 5 | 工事概要 | 浮棧橋撤去N=3箇所 | |
| 6 | 契約金額 | ¥3,960,000 | |
| 7 | 契約日 | 令和5年9月28日 | |
| 8 | 工事期間 | 令和5年9月29日 | ～ 令和5年11月17日 |
| 9 | 請負業者 | 住 所 | 八代市鏡町両出1324-1 |
| | | 商号又は名称 | (株)江川組 |
| | | 代 表 者 | 代表取締役 江川信二 |

10 随意契約において契約の相手方を選定した理由

下記のとおり地方自治法施行令第167条の2第1項第6号に基づいて選定したものである。

本工事は、鏡港内において破損している浮棧橋の撤去要望に伴い、船舶通行の安全性を確保するため、浚渫工事の完了後、早急に施工をおこなうものである。

施工においては、クレーン付き台船を使用し、浚渫工事の完了後でなければ出来ない作業であるため、現場や作業内容に精通している同一業者に継続して施工させることにより、工期の短縮、安全・円滑かつ適切な施工が確保できるなど有利な契約が見込まれる。

本工事を他の業者に行わせる場合、クレーン付き台船の手配や作業段取り、港内の安全対策等に時間を要するため、本市にとって競争入札に付することが不利と認められることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を適用し、鏡港泊地浚渫工事を施工中である(株)江川組と随意契約とするものである。

※ 本工事については、「八代市が発注する工事における入札及び契約の過程に係る苦情処理要領」に基づき、公表日の翌日から7日(市の定める休日を含まない。)以内に資格審査委員会の長に対して、当該契約の相手方に選定されなかった理由についての説明を求めることができます。

公表日

令和5年12月7日